

戸籍制度に関する研究会第4回 議事要旨

1. 日 時 平成27年1月29日（木）午後4時00分から6時00分まで
2. 場 所 東京保護観察所集団処遇室
3. 出席者 窪田座長，阿部委員，磯谷委員，大橋委員，金崎委員，川西委員，木村（敦）委員，木村（三）委員，篠原委員，高橋（和）委員，高橋（昌）委員，辻委員，馬渡委員

4. 議事概要

法務省から，配付資料に関する説明がされた。

引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【資料4 1について】

- 東日本大震災に伴う滅失戸籍の再製の状況も，議論の参考とすべき。
- 届書類の保存について，市区町村においても，倉庫の狭あいの問題はある。
- 届書の保存期間が短くなると，戸籍の訂正に支障が出る可能性がある。戸籍訂正は，市区町村長限りで職権で行うものが全体の8，9割であるが，市区町村長限りで職権訂正をするには届書が保管されていることが必要である。
- 先の大戦で，東京都墨田区では戸籍簿が焼失してしまったが，戸籍副本や届書類を保管していた裁判所庁舎も一部焼失してしまい，多くの戸籍再製資料がなくなってしまった。住民に申告をさせて，戸籍の再製を行ったが，もっぱら申出によるものだったため不正確な戸籍ができてしまった。このことから，届書類や戸籍副本は，戸籍再製資料として貴重な資料であるといえるので，その保管の在り方については，慎重に検討すべき。
- 届書類の保存について，刑事事件の捜査や離婚無効確認等の人事訴訟事件では，使用した筆記具や訂正の跡など，届書原本の形状が問題になるケースがあり得，電子データだけでは十分に分からないものもあり得る。他方，市区町村の現場では実際に誰が書いたとか，筆跡とか，そういうところまでは問題にはならない。
- 届書の廃棄について，5年の短縮規定があるが，実際の運用は法務局によって異なり，5年で廃棄するところもあれば，27年保管しているところもある。
- 行政関係の訴訟では，関係書類の保存期間を延ばして対応している場合もある。
- 捜査の関係でも民事訴訟の関係でも，理想的には保存期間が長いほど良いが，どこかで切って，あとは仕方ないと割り切るしかないのではないか。
- 1頁の(1)ア②のチェックについては，地方の局では，届書の数も少ないので，比較的きっちりと突合を行っているが，都市部の局では届書の数も多いので，現地指導の際に抽出して行ったり，全ての届書をチェックするのは難しい実情にある。チェックするタイミングは，現地指導の前のタイミングで行なったり，あるいは毎月届書が来るので，送付された段階で見ている場合が多く，5年経過した頃になってチェックすることはあまりない。
- 出生届を非本籍地に提出した場合に，届書を本籍地に送付したものの，未着となったとき，以前は，非本籍地の法務局でも5年間届書の写しを保存するルールになっていたことから，子供が就学する前くらいまでに未送付であることが発覚すれば対応できたが，現在は，市区町村のみ届書写しを1年保管して廃棄してしまうことから，リ

スクが高まっている。そこで、非本籍地市区町村では、受付帳の記載内容を詳細にしたり、事実上保存期間を延長するなどして、対応している。現行制度上受付帳は、150年保存することとされているが、これは、届書類の廃棄との絡みを考慮して期間が延長されたものである。

- 紙媒体での保存は、災害の滅失を考えないといけないが、電子データにおいても消失といった問題は起こりうる点に注意を要する。
- 電子データの保存についてはバックアップをシステムとして構築しておくのが一般的なやり方であり、マイナンバーのシステムでは、市町村のデータを集約し、東西のセンターに分けて、複合的に保存している。
- 紙媒体で保存する場合、自然災害が起った自治体だけという具合に、被害は限定された形になるが、データを集約した場合、その1カ所で障害が発生して生じるリスクが大きくなる点にも留意すべき。
- 結局保存のことだけを考えると、できるだけ長く、多角的、多元的に保存するのが良いが、他方、効率性の観点からどこで妥協するかというところが問題となる。

【資料4 2及び3について】

- 戸籍の届出がオンラインでできるようになれば、楽になる部分もあるが、離婚届が勝手に出されてしまうようなケースも想定され、本人認証が大事になる。
- 戸籍謄本等の交付が一般の個人情報保護法制の適用除外とされている理由は、戸籍法第10条から10条の4までと12条の2の交付請求に係る規定で比較的詳細に、戸籍謄本を取得できる者の要件や、本人確認の方法、権限の確認方法を定めており、戸籍法施行規則では更に詳細な規定がされるなど、一般の個人情報保護法制とは異なる規定があるからである。
- 戸籍の記載内容の情報開示そのものではなく、自分の戸籍情報に誰がどのようにアクセスしたのかということについては、マイポータルにより知ることができるようにする方向となる。

マイポータルで確認できる情報はいくつか想定しているが、役所間で戸籍情報をやりとりするときに、いつ何を流したかについてログ情報を見ることができるというのが、情報提供等の記録開示機能と呼んでいるマイポータルで最低限やりたいことである。また、自己情報の開示は、別途機能として持たせようとしていて、法的な仕組みとしては情報公開の中で整理しているので、特別法でアクセスを規定しているならば適用は除外される。現段階では一般的な情報公開の方法としてマイポータルを使えるようにしようとしている。細かい話ではあるが、開示される情報はサーバに置いておいてもらわないといけないところ、利用範囲とするとしても、どんな情報を載せるかを決める必要があり、戸籍情報に自由にアクセスできるレベルになるのは、かなり先になると思う。

- 現在、戸籍証明書の電子的な交付は、どの市区町村でもしていないが、これを実際に実施したときに自宅のプリンタで出力したとしても、認証が付いていないので、どういったところで使うのかがよくわからないという問題がある。

今後、電子認証付きで戸籍データを受け入れるという行政機関が現れれば、使い道としては有効になってくると思われる。

マイポータルで、電子認証付きのデータを取得することはできない。それをやると

なると、送ったところが本当に正当なところかということを経済的に証明してもらわなければならないが、それは各所にとって負担となり、また、それをプリントアウトしたとしても、受け取る方がそれを信用するかという問題になる。

韓国では、家族登録法14条の2に基づき、登録証明発給がネットでできることとされており、自宅でプリントアウトしたものであっても、それに印刷されているQRコードが認証の代わりとして通用するとの情報がある。

- 本籍地に住んでいなくてもオンラインや送付請求等が認められているが、多くの人は請求がわずらわしいので、本籍を住んでいるところに移している人が多いと思う。

本籍が住所地とは異なる他の市区町村にある場合において、どこでも戸籍を取れるという仕組みにすれば、本籍地と住所地がどんどん乖離していくといった状況が考えられるが、そのようにして手続が簡単になれば、実際に本籍地とは何なのかという問題になる。戸籍が電子化される前は、本籍地はインフォメーションセンターがどこにあるのかということを示していた。しかし、どこでも簡単に取り出すことができるようになれば、本籍地がインフォメーションセンターではなくなってきた、最初のデータを入力したところに過ぎないということになってくる可能性がある。

【資料4 4について】

- 本籍が歴史的に定着しているという点は重要であり、思い入れが大変強いという部分があって、その意味では理論的にこうだというのはなじまない部分もあるのかもしれない。そういう点があることを認識しつつ、将来の姿としてどういうものが考えられるのかを検討すべき。
- ある人の戸籍の特定を本籍でなくてマイナンバーで行うとした場合、戸籍をどこで作るか、記載処理をどこで行うかという問題がある。本籍概念については、本籍と処理機関とのつながりをどのように考えるかを解決しないと、簡単に本籍概念を番号で変えられるというだけでは済まない。
- 理論的には、法務省に全部データがあって、法務局や市区町村の窓口では業務委託を受け、登録作業地としてデータで残すことが考えられる。債権譲渡登記は各法務局にあるわけではなくて、一箇所で集約していると思うが、個人を特定するのは番号だけというのは、そういったイメージだと思う。一方で、現に作業をするところの位置づけはそれでいいのかという問題、本籍に対する思い入れの問題もある。
- 9頁の(3)の「個人番号によって戸籍を特定することは、本籍で特定することと比較してプライバシー上の問題が大きい」というのは、個人番号はかなり秘匿性が大きいものに対して、本籍は戸籍の特定のために使っていて、漏れた場合の影響は、個人番号よりも本籍の方が小さいという意味。

もっとも、マイナンバーを利用して手続するときは、顔写真があるマイナンバーカードを窓口を持って行って、必ず本人確認をすることになる。そういう意味では、番号だけ漏れたからといって必ずしもダメージがあるわけではないが、あまりにも広く流布してしまうと気持ちが悪く思う方もいるので、番号を変更する手続も認められている。

- 本籍に対してどのような意味合いがあるのかは、田舎に住んでいるか都会に住んでいるか等の理由でバラバラなのは分かるが、この点について、戸籍に対しての意識調査をすることも検討すべき。

番号は住民票を基に付番するので日本人であっても、外国にいる人には、マイナンバーが付かない。他方で戸籍に載っている人の子どもが外国で生まれた場合、出生届を提出することは続けていかなければならない。その場合、番号のない人でも戸籍上は把握していかなければならないということは続いていくので、番号がある人は情報連携するとして、そうでない人についてはどういう形で管理していくべきなのかの問題がある。

- クラウドデータで特定するためには全て識別番号が必要であるという制度を導入することにすれば、番号がない人についての仕組みをどのように作るかという問題が生じる。
- マイナンバーについて、海外在住者が使えないのは問題なのではないかと言われており、検討中である。

(以上)